

# クロスボウは (通称：ボウガン) 所持禁止 になります!!

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。



自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。（施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。）



具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。（処分の依頼は施行前でも受け付けています。）

改正法や警察署への持込みに関する詳細は警察庁ホームページにて



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

## 警察庁・秋田県警察

連絡先 秋田市山王四丁目1番5号  
秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課  
018-863-1111（内線 3055）

連絡先 大仙市大曲日の出町一丁目1番30号  
大仙警察署 生活安全課  
0187-63-3355